

群馬県動物の愛護及び管理に関する不利益処分等事務処理要領（案）

I 総則

第1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 63 年群馬県条例第 30 号。以下「条例」という。）に基づく動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止、特定動物の飼養又は保管の許可の取消し及びその他の不利益処分（以下「処分」という。）並びに勧告及び公表（以下「処分」、「勧告」及び「公表」を「処分等」という。）並びに告発の実施に係る事務の取扱いについて、円滑な運用を図るための手続及び関連事項等について定めることを目的とする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、別に定めるものを除き、法及び条例で使用する用語の例による。

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 代理人

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項又は第 30 条の通知を受けた者（以下「当事者」という。）により選任され、当事者のために聴聞又は弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることができる者。

(2) 参加人

当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者で、聴聞を主宰する者により、当該聴聞に関する手続に参加することを許可された者。

(3) 補佐人

聴聞の場において、不利益処分の原因となる事実について、専門的知識をもって当事者又は参加人を援助することができる第三者で、聴聞を主宰する者により、当該聴聞へ当事者とともに出頭することを許可された者。

第3 基本原則

処分等及び告発は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による危害の防止のため、時機を失することなく厳正かつ的確にこれを行うこととする。

第4 処分等の適用

1 勧告及び命令

法第 22 条の 6、法第 23 条（法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条（第 2 項を

除く。)を含む。)、法第 24 条の 2、法第 25 条第 2 項から第 4 項まで、法第 32 条又は条例第 16 条に基づく勧告、命令その他必要な措置命令等(以下「措置命令等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生状況に照らして、検案書又は死亡診断書による事実確認の必要があると認められるとき。
- (2) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者が、動物の健康及び安全を保持するとともに生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しておらず、動物の管理の方法等を改善する必要があると認められるとき。
- (3) 第一種動物取扱業者であった者が、法第 13 条第 1 項若しくは法第 16 条第 2 項の規定により登録の効力を失った日又は法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された日から 2 年の間に、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために必要があると認められるとき。
- (4) 犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む第一種動物取扱業者が、当該動物を販売する場合に、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者(第一種動物取扱業者を除く。)に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面(対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。)により書面又は電磁的記録を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定める情報を提供しておらず、適正な業務の実施のために必要があると認められるとき。
- (5) 第一種動物取扱業者が、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受けさせず、必要があると認められるとき。
- (6) 犬猫等販売業者が、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後 56 日(法附則第 2 項に定める指定犬については 49 日。)を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示を行い、適正な業務の実施のために必要があると認められるとき。
- (7) 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じており、その事態を除去するために必要があると認められるとき。
- (8) 動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じており、当該事態を改善するために必要があると認められるとき。

- (9) 特定動物飼養者が、その許可に係る飼養又は保管について環境省令等で定められた方法を遵守せず、又は法第 27 条第 2 項（法第 28 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるとき。
- (10) 動物（特定動物を除く）による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため、当該動物の飼い主に対して措置の必要があると認められるとき。

2 業務停止命令

法第 19 条に基づく業務停止命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 第一種動物取扱業者が行う業務の内容及び実施の方法が、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しておらず、適正な業務の実施のため必要があると認められるとき。
- (2) 第一種動物取扱業者が設置する飼養施設の構造、規模及び管理の方法が、環境省令で定める基準に適合しておらず、適正な業務の実施のため必要があると認められるとき。
- (3) 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなり、適正な業務の実施のために必要があると認められるとき。
- (4) 第一種動物取扱業者が、法若しくは法に基づく命令又は処分に違反し、必要があると認められるとき。

3 登録等の取消し

法第 19 条又は法第 29 条に基づく登録又は許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当した場合に行うものとする。

- (1) 第一種動物取扱業者が、業務停止命令の処分によって違反の状況を改善する見込みがなく、動物の危害発生のおそれがあり、業務を継続させることが不相当と認めるとき。
- (2) 第一種動物取扱業者の違反内容が悪質であり、業務を継続させることが不相当と認められるとき。
- (3) 第一種動物取扱業者が、法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に定める場合に該当し、登録の取消しの必要があると認められるとき。
- (4) 特定動物飼養者が、法第 29 条に定める場合に該当したとき。

4 登録の拒否

法第 12 条第 1 項に該当するときは、登録を拒否しなければならない。

5 告発等

本要領に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認め

ときは、捜査機関に対し告発等を行うものとする。

第5 処分等取扱手順

1 違反事実の確認

違反事実の確認は、第一種動物取扱事業所、第二種動物取扱事業所、第一種動物取扱事業所であった施設並びに特定動物等の飼養施設に対する立入調査、第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者並びに特定動物等の飼養者からの報告の徴収等により行う。

2 違反事実の通報

動物愛護センター所長（以下「センター所長」という。）は、他の都道府県知事等（以下「他自治体」という。）の権限に属する行政処分を必要とする違反又は違反の疑いのある事実を発見したときは、食品・生活衛生課に通報する。

3 処分等の執行

(1) 処分等の決定

センター所長は、1により違反事実が確認され、処分等を行う必要があると判断した場合には、適正な処分等を決定する。なお、決定に際しては、事前に食品・生活衛生課と協議する。

なお、処分等を決定する場合に、その解釈に疑義が生じるときは、食品・生活衛生課が環境省等に照会し、その助言を考慮して検討する。

(2) 聴聞及び弁明の機会の付与

処分を行う場合には、原則として、行政手続法又は群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号。以下「行政手続条例」という。）に係る次に掲げる意見陳述のための手続を執るものとする。

ア 聴聞

- (ア) 第一種動物取扱業の登録の取消しをしようとするとき。
- (イ) 特定動物飼養保管の許可の取消しをしようとするとき。
- (ウ) その他知事が必要と認めるとき。

イ 弁明の機会の付与

アに該当しないとき。ただし、公益上、緊急にアに該当しない処分を行う必要があるときは、当該手続を執らないことができる。

(3) 処分等の命令書等

処分等に係る命令書等及び関係書類は、次の様式とする。なお、様式の定めのないものについては、適宜、必要事項を記載した書面を作成し、これにより行う。

ア 命令書等

様式第1号	改善勧告書
様式第2号	検案書等提出命令（法施行規則様式第11の3）

様式第3号	措置命令書（動愛法関係）
様式第4号	措置命令書（条例第16条関係）
様式第5号	第一種動物取扱業登録取消命令書
様式第6号	第一種動物取扱業業務停止（全部又は一部）命令書
様式第7号	特定動物飼養保管許可取消命令書

イ その他処分に係る関係書類

様式第8号	弁明の機会の付与について（通知）
様式第9号	聴聞について（通知）
様式第10号	動物の愛護及び管理に関する法律（群馬県動物の愛護及び管理に関する条例）違反不利益処分等（告発）報告書
様式第11号	告発書

(4) 命令書等の交付

ア 命令書等は、原則として、当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、特定動物等の飼い主等に手交又は通知する。ただし、直ちに危害の排除を要すると認められ、文書を交付する時間的猶予がないときは、口頭で行うことができる。

イ 口頭により命令を行った場合は、事後、文書により命令の内容を通知し、この場合の命令書の日付は、口頭による命令を行った日とする。

(5) 処分等の履行状況の確認

動物愛護管理職員は、処分期間中のものについて、適正に処分内容を履行しているか随時確認を行う。

(6) 処分等の記録

ア 動物愛護管理職員は、処分等期間中又は処分等期間終了後の確認を行った場合、速やかにその状況についてセンター所長に報告する。

イ 処分等を執行したときは、その違反概要、命令概要その他必要な事項を動物取扱業者登録台帳等に記載する。

4 処分等の報告

センター所長は、処分等を行う場合は、食品・生活衛生課に報告する。また、処分等の履行が終了したときには、速やかに食品・生活衛生課に報告する。

II 細則

第1 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する命令等（法第22条の6、法第23条、法第24条の4において準用する法第23条（第2項を除く。） 関係）

法第22条の6、法第23条、法第24条の4において準用する法第23条（第2項を除く。）に基づく勧告、公表又は命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

(1) 次のいずれかに該当する場合は、勧告を行う。

- ア 第一種動物取扱業者が法第 23 条第 1 項又は第 2 項に該当するとき。
 - イ 第二種動物取扱業者が法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条第 1 項に該当するとき。
- (2) 次に該当する場合は、公表を行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- ア 第一種動物取扱業者が法第 23 条第 3 項に該当するとき。
 - イ 第二種動物取扱業者が法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条第 3 項に該当するとき。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、命令を行う。
- ア 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者が法第 22 条の 6 に該当するとき。
 - イ 第一種動物取扱業者が法第 23 条第 4 項に該当するとき。
 - ウ 第二種動物取扱業者が法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条第 4 項に該当するとき。

2 処分等の決定

- (1) センター所長は、1の(1)のア又はイに該当する事実を確認し、かつ、繰り返しの指導によっても改善が見られないと判断したときは、必要な措置を講じるよう、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者を名宛人として、3による期限を定めて「改善勧告書」(様式第1号)により勧告を行う。
- (2) センター所長は、1の(2)に該当する事実を確認した場合、法第23条第3項(法第24条の4において準用する場合を含む。)に基づく公表を行うことについて、食品・生活衛生課と協議の上、決定する。
- (3) センター所長は、1の(3)のアに該当する事実を確認した場合、犬猫等販売業者に対して、弁明の機会を付与した後に、指定した期間内に死亡した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出を、「検案書等提出命令」(様式第2号)により命令する。
- (4) センター所長は、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者が期限を過ぎても勧告に従わないことを確認した場合、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて、「措置命令書(動愛法関係)」(様式第3号)により必要な措置を命令する。

3 勧告、命令の期限

- (1) 1の(1)のア及びイによる勧告及びその勧告に従わなかった場合の1の(3)のイ又はウの命令については、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修など改善する内容に応じ、日を単位として期限を定めて行う。なお、期限の上限は3か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 1の(3)のアによる命令に基づく犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出は、指定した期間が満了した日から30日以内に実施させるものとする。

第2 第一種動物取扱業者であった者に対する命令等(法第24条の2関係)

第一種動物取扱業者であった者に対する法第24条の2に基づく勧告又は命令について

は、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 第一種動物取扱業者であった者が、法第 24 条の 2 第 1 項に該当する場合は、勧告を行う。
- (2) 第一種動物取扱業者であった者が、法第 24 条の 2 第 2 項に該当する場合は、命令を行う。

2 処分等の決定

- (1) センター所長は、1 の(1)に該当する事実を確認し、かつ、繰り返しの指導によっても改善が見られないと判断した場合は、必要な措置を講じるよう、第一種動物取扱業者であった者を名宛人として、3 による期限を定めて「改善勧告書」(様式第 1 号)により勧告を行う。
- (2) センター所長は、(1)の勧告を受けた者が期限を過ぎても勧告に従わないことを確認した場合、弁明の機会を付与した後に、3 による期限を定めて命令等の必要な措置を決定する。

3 勧告、命令実施の期限

1 の(1)による勧告及びその勧告に従わなかった場合の 1 の(2)の命令については、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修など改善する内容に応じ、日を単位として期限を定めて行う。

第 3 第一種動物取扱業者に対する業務停止及び登録取消し(法第 19 条関係)

第一種動物取扱業者に対する法第 19 条に基づく業務停止又は登録の取消しについては、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 次のいずれかに該当する場合は登録の取消し処分とする。
 - ア 法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するとき。
 - イ 法第 19 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当し、違反の状況が改善できる見込みがないとき。
 - ウ 法第 19 条第 1 項第 6 号に該当し、違反の内容が重大であり、登録取消し処分が必要と認められるとき。
 - エ 業務停止を命ぜられ、停止の期間が経過した後も改善が認められないとき。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は業務停止処分とする。
 - ア 法第 19 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合((1)のイの場合を除く。)
 - イ 法第 19 条第 1 項第 6 号に該当する場合((1)のウの場合を除く。)

2 処分の決定

- (1) センター所長は、1 の(1)のアからエまでのいずれかに該当する事実を確認した場合、

聴聞を経た後に、「第一種動物取扱業登録取消命令書」（様式第5号）により登録の取消しを行う。

- (2) センター所長は、1の(2)のアに該当する事実を確認し、かつ、繰り返しの指導によっても改善が見られないと判断したときは、必要な措置を講じるよう、第一種動物取扱業者を名宛人として、3による期限を定めて「改善勧告書」（様式第1号）により勧告を行い、期限を過ぎても勧告に従わないことを確認した場合は、弁明の機会を付与した後に「措置命令書（動愛法関係）」（様式第3号）により、必要な措置を命令する。

更に期限を過ぎても命令に従わないことを確認した場合は、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて、「第一種動物取扱業業務停止（全部又は一部）命令書」（様式第6号）により業務停止を命令する。

- (3) センター所長は、1の(2)のイに該当する事実を確認した場合、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて、「第一種動物取扱業業務停止（全部又は一部）命令書」（様式第6号）により業務停止を命令する。

3 業務停止の期間

- (1) 1の(2)のアについては、改善が見込まれる期間で、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修など改善する内容に応じ、日を単位として6月以内の範囲で期限を定めて行う。
- (2) 1の(2)のイについては、違反した事項ごとに日を単位として、命令又は処分等の内容により決定する。

4 業務停止の範囲

- (1) 1の(2)のアにおける業務停止の範囲は、次のとおりとする。
- ア 法施行規則第3条第1項第1号に違反が認められる場合、全部（第一種動物取扱業に当たらない営業の部分を除く。）
 - イ 法施行規則第3条第1項第2号から第5号までに違反が認められる場合、該当する事項に係る業の部分
 - ウ 法施行規則第3条第1項第6号に違反が認められる場合、当該施設を使用する業の部分
 - エ 法施行規則第3条第2項に違反が認められる場合、当該施設を使用する業の部分
 - オ 法施行規則第3条第3項に違反が認められるとき、該当する事項に係る業の部分及び当該施設を使用する業の部分
- (2) 1の(2)のイにおける業務停止の範囲は、次のとおりとする。
- ア 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第七号。以下、「基準省令」という。）第2条第1号及び第7号ケからテまでに違反が認められる場合、全部
 - イ 基準省令第2条第2号から第6号まで及び第7号イからマまでに違反が認められる場合、該当する事項に係る業の部分

第4 特定動物飼養者に対する許可の取消し及び命令（法第29条、法第32条関係）

法第29条の規定に基づく許可の取消し又は法第32条の規定に基づく命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、許可を取消すものとする。
 - ア 法第29条第1号、第1号の2、第3号及び第4号に該当するとき。
 - イ 法第29条第1項第2号に該当し、違反の状況が改善できる見込みがないとき。
- (2) 特定動物飼養者が法第32条に該当する場合には命令を行う。

2 処分の決定

- (1) センター所長は、1の(1)に該当する事実を確認した場合、聴聞を経た後に、「特定動物飼養保管許可取消命令書」（様式第7号）により許可を取り消す。
- (2) センター所長は、1の(2)に該当する事実を確認し、かつ、指導によっても改善が見られないと判断した場合は、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて「措置命令書（動愛法関係）」（様式第3号）により命令を行う。
ただし、緊急性が高い場合は弁明の機会の付与を行わず、直ちに命令を行うものとする。

3 命令の期限

- (1) 改善の内容が法施行規則第17条第1号の違反による施設の改修に係るものについては、直ちに応急の措置を実施させた後、施設の改修に要する期間とする。
- (2) 改善の内容が法施行規則第20条第3号による許可を受けていることを明らかにするための措置の実施に係るものについては、マイクロチップ装着等の措置を行うために必要な期間とする。
- (3) 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号。以下「特定動物飼養細目」という。）第3条第2号に違反して特定動物を施設外に出した場合は、直ちに適切な措置を実施させた後、施設の改修等が必要な場合は、それに要する期間とする。
- (4) 改善の内容が特定動物飼養細目第3条第3号による措置の実施に係るものについては、直ちに応急の措置を実施させた後、施設の改修等に要する期間とする。
- (5) 法施行規則第20条第2号、特定動物飼養細目第3条第1号又は第5号の措置の実施等に係る特定動物の飼養又は保管の方法に違反している場合は、直ちに適切な措置を行うこととする。ただし、特定動物飼養細目第3条第1号又は第5号の措置の実施については、施設の改修が必要な場合は、それに要する期間とする。

第5 動物の飼養等に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態に対する命令等（法第25条第2項及び第3項関係）

法第25条第2項に基づく勧告又は法第25条第3項に基づく命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 法第 25 条第 2 項に該当するときは、勧告を行う。
- (2) 法第 25 条第 3 項に該当するときは、命令を行う。

2 処分の決定

- (1) センター所長は、法第 25 条第 1 項に基づく周辺的生活環境が損なわれている事態について、繰り返しの指導によっても改善が見られないと判断したときは、必要な措置を講ずるよう、当該事態を生じさせている者に対して、3 による期限を定めて「改善勧告書」(様式第 1 号)により勧告を行う。
- (2) センター所長は、(1)の勧告を受けた者が期限を過ぎても勧告に従わないことを確認した場合は、弁明の機会を付与した後に、3 による期限を定めて、「措置命令書(動愛法関係)」(様式第 3 号)により必要な措置を命令する。
- (3) (1)の勧告又は(2)の命令を行う場合は、必要に応じて、関係する市町村の長に対し、協力を求めるものとする。

3 勧告及び命令の期限

1 の(1)による勧告又は 1 の(2)による命令については、騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態を改善するための内容に応じて、日を単位として期限を定めて行う。

第 6 動物の飼養等に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態に対する命令等(法第 25 条第 4 項関係)

法第 25 条第 4 項に基づく勧告又は命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 次の場合は、勧告を行う。
法第 25 条第 4 項に該当する場合であって、直ちに動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがないとき。
- (2) 次の場合は、命令を行う。
法第 25 条第 4 項に該当する場合であって、直ちに動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがあるとき。

2 処分の決定

- (1) センター所長は、1 の(1)に該当する事実を確認し、かつ、繰り返しの指導によっても改善が見られないと判断したときは、必要な措置を講ずるよう、当該事態を生じさせている者に対して、3 による期限を定めて「改善勧告書」(様式第 1 号)により勧告を行う。
- (2) センター所長は、1 の(2)に該当する事実を確認した場合、食品・生活衛生課と協議の上、勧告の手続きを経ずに、弁明の機会を付与した後に、当該事態を生じさせている者に対して、「措置命令書(動愛法関係)」(様式第 3 号)により命令を行う。

3 勧告及び命令の期限

1の(1)による勧告又は1の(2)による命令については、動物の鳴き声、臭気、多数の衛生動物（ねずみ、はえ、蚊、のみ等）の発生、動物への給餌・給水の不足、適正な飼養又は保管の不実施並びに繁殖による飼養頭数の増加等の状況を改善するための内容に応じて、日を単位として期日を定めて行う。

第7 動物（特定動物を除く。以下同じ。）による人の生命、身体又は財産の侵害の防止に係る命令（条例第16条関係）

条例第16条に基づく命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき又は侵害するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命令する。

2 処分の決定

センター所長は、1に該当する事実を確認し、かつ、繰り返しの指導によっても改善が見られず必要と判断したときは、弁明の機会を付与した後に、当該動物の飼い主に対して、3による期限を定めて「措置命令書（条例第16条関係）」（様式第4号）により、以下のうち必要な措置を命令する。

- (1) 飼養施設を設置し、又は改善すること。
- (2) 動物を飼養施設の中で飼養し、又は保管すること。
- (3) 動物に口輪を付けること。
- (4) 動物を殺処分すること。
- (5) その他動物による人の生命、身体又は財産の侵害を防止するために必要な措置を採ること。

3 命令の期限

動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害した又は侵害するおそれがある状況の改善に必要な内容に応じて、日を単位として決定する。

第8 弁明の機会の付与

弁明の機会の付与は、行政手続法、行政手続条例及び群馬県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年群馬県規則第82号。以下「聴聞規則」という。）に従い次のとおり行う。

1 弁明の機会の付与の方式

弁明は口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」と言う。）の提出により行う。

2 弁明書による弁明

- (1) センター所長は、当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取

扱業者であった者、特定動物飼養者又は動物の飼い主等に「弁明の機会の付与について（通知）」（様式第8号）を送付する。

(2) 弁明書は、センター所長に提出するものとする。

3 口頭による弁明

(1) 開催の通知

2の(1)の規定は、口頭による弁明の開催通知等について準用する。

(2) 口頭による弁明を録取する者

弁明を口頭であることを認めるときは、センター所長の指名する職員（以下「弁明録取者」という。）が、弁明を録取する。

(3) 弁明調書の提出

弁明録取者は、弁明調書を作成し、センター所長に提出する。

第9 聴聞

聴聞は、行政手続法、行政手続条例及び聴聞規則に従い、次のとおり行う。

1 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、健康福祉部長が任命する。

ただし、次のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) (1)に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(3) (1)に規定する者の代理人又は補佐人

(4) (3)に規定する者であった者

(5) (1)に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

2 聴聞の開催通知

センター所長は、聴聞の主宰者と相談の上、当該第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者に「聴聞について（通知）」（様式第9号）を送付する。

3 関係職員の出席

主宰者は、聴聞を開催するに当たり、処分事案関係職員の出席を求めるものとする。

4 聴聞の運営

聴聞は、次の順序により行う。

(1) 開会

聴聞の開催に当たり、主宰者は、行政手続法第13条第1項第1号又は行政手続条例第13条第1項第1号に基づき聴聞を開会する旨を宣する。

(2) 当事者の確認

主宰者は、当事者の第一種動物取扱事業所又は特定動物飼養施設の所在地及び名

称と、第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者の住所及び氏名を確認する。

(3) 聴聞の趣旨説明

主宰者は、当事者、代理人又は補佐人（以下「当事者等」という。）に、当該聴聞は当事者に有利となる意見を述べ、証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発する機会を与える旨を告げる。

(4) 違反事実の説明

主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に説明させる。

(5) 参考事項の聴取

主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者等又は参加人に対し質問を発し、意見の陳述又は証拠書類等の提出を促し、及び行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

(6) 被聴聞者の意見陳述等

当事者等は、意見を述べ、証拠書類等を提出し、及び主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

(7) 閉会

主宰者は、当事者等の意見陳述等が終了したと判断したとき、聴聞を閉会する旨を宣する。

(8) 聴聞調書

主宰者は、聴聞規則第15条に規定する聴聞調書を作成し、センター所長に提出する。

第10 処分の執行

1 処分の決定

センター所長は、行政処分に関する文書及びその他関係する証拠書類並びに聴聞調書又は弁明調書に基づき処分を決定する。

2 命令書等の交付

命令書等は、原則として、当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者、特定動物飼養者又は動物の飼い主等に通知するものとする。

3 処分期間中の措置

動物愛護管理職員は、処分期間中のものについて、適正に処分内容を履行しているかを随時確認する。

4 処分の記録及び報告

(1) 動物愛護管理職員は、処分期間中又は処分期間終了時の確認を行った場合、速やかにその状況及び結果をセンター所長に報告する。

(2) センター所長は、処分があったときは、その違反内容、命令書等の交付年月日、改

善状況及びその他必要な事項を台帳等に記載する。

- (3) センター所長は、処分の履行が終了したとき、その経過及び改善状況について、関係書類を添えて食品・生活衛生課長へ「動物の愛護及び管理に関する法律（群馬県動物の愛護及び管理に関する条例）違反不利益処分等（告発）報告書」（様式第 10 号）により報告する。

第 11 告発の取扱い

1 告発

センター所長は、法第 44 条から法第 48 条まで、条例第 21 条及び第 22 条並びに関係法令に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、食品・生活衛生課長及び捜査機関と協議の上、告発する。

2 告発の手続

センター所長は、「告発書」（様式第 11 号）に次の事項に係る関係書類を添えて、捜査機関あて提出するものとする。

(1) 違反事実に係る経過等

第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者、特定動物飼養者又は動物の飼い主等の住所、氏名、生年月日、業の種別、違反事実、違反の動機、発生日、発生場所及び違反発見後において事犯に対して取った措置等を詳述し、責任の帰属する点を明らかにすること。

(2) その他の証拠書類

現場写真（台紙に貼り、撮影年月日、撮影者氏名を明記のこと。）、命令書等の写し及びその他の証拠となる書類及び物件等、違反事実を確認できるものを整備すること。

第 12 過料の取扱い

1 過料事件通知

センター所長は、法第 49 条及び法第 50 条に規定する過料を適用する必要があると認めるときは、食品・生活衛生課長と協議の上、過料事件通知を行う。

2 過料事件通知の手続

センター所長は、第 12 の 2 に準じて過料事件の関係書類を整理し、管轄する地方裁判所に送付するものとする。

附則

この要領は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

改 善 勧 告 書

事業所所在地：

(ある場合)

事業所名：

(ある場合)

住 所：

氏 名：

(法人の場合は
法人名及び代表者名)

動物の愛護及び管理に関する法律第 条第 項に基づき、下記のとおり改善するよう
勧告します。

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 (氏 名) 印

記

1 改善事項

2 改善期限

(添付書類) 別紙1「改善報告書」、別紙2「改善計画書」

(注1) 法第23条第1項・2項、法第24条の4において準用する法第23条第1項、法第24条の2第1項、法第25条第2項、法第25条第4項のいずれかの勧告の根拠条項を記載すること。

改善が終了した事項については別紙1により、改善期限までに改善が終了できない事項については別紙2により、上記の改善期限までに報告願います。

動物取扱業者に対する勧告にあつては、期限内に改善されない場合は、動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項及び第4項の規定により公表及び期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。

周辺の生活環境の保全等に係る事態が生じている場合の勧告にあつては、動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項又は第4項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。

別紙 1 (参考様式)

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、法人名及び代表者氏名)

改善報告書

年 月 日付け動愛第 ー 号で通知(勧告)のありました事項について、次のとおり改善が終了したので報告します。

記

改善終了事項

別紙2（参考様式）

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

改善計画書

年 月 日付け動愛第 ー 号で通知（勧告）のありました事項について、次のとおり改善計画書を提出します。

つきましては、改善終了期日を遵守し、改善終了後は直ちに改善報告書を提出することを誓約します。

記

改善を要する事項	改善期限までに改善できない理由	改善終了予定日

（犬猫等販売業者名） 様

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

検案書等提出命令

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第22条の6に基づき、以下の書類の提出を命じます。

記

提出書類：指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬及び猫の検案書又は死亡診断書（ただし、獣医師による診療中に死亡した犬及び猫を除く。）

指定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

提出期日： 年 月 日

提出場所：群馬県動物愛護センター
佐波郡玉村町樋越305-7

（教 示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

措 置 命 令 書

動物取扱業者
特定動物飼養者
飼養者・保管者

の住所

動物取扱業者
特定動物飼養者
飼養者・保管者

の氏名

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり措置を命じます。

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長（氏名）印

記

1 飼養施設等所在地

事業所
特定動物飼養施設
飼養・保管施設

の所在地

動物取扱業者
特定動物
飼養・保管動物

の種類

登録・許可番号（該当の場合のみ）

2 改善事項

3 改善期間 年 月 日まで

(裏)

(教 示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

措 置 命 令 書

住 所
氏 名

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和63年群馬県条例第30号）第16条の規定により、次のとおり措置することを命じます。

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長（氏 名） 印

動物の種類		品 種	
性 別		年 齢	
毛 色		名 称	
措 置 事 項			
期 間			
備 考			

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第一種動物取扱業登録取消命令書

住 所

氏 名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第19条第1項の規定により、次のとおり第一種動物取扱業の登録を取り消します。

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

1 事業所所在地

2 事業所の名称等

- (1) 名称
- (2) 営業の種類
- (3) 登録年月日及び登録番号

3 取消の理由

（注1）法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する登録の取消しであるか、また、同項6号に該当する登録の取消しである場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（注2）取消の理由が法第12条第1項第1号から第9号まで（第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。これらの情報は聴聞の際に確認すること。

（教 示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第一種動物取扱業業務停止（全部又は一部）命令書

住 所

氏 名

（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第19条第1項の規定により、次のとおり第一種動物取扱業の業務の全部停止（一部停止）を命令します。

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

1 事業所所在地

2 事業所の名称等

- (1) 名称
- (2) 営業の種類
- (3) 登録年月日及び登録番号

3 業務停止の範囲

4 業務停止の期間

5 処分の理由

（注1）業務の一部停止は、例えば、第一種動物取扱業であっても今般の違反行為が犬猫の飼養管理に係るものであった場合、それに係る勧告、命令、業務の停止であるため、犬猫以外の動物については命令の対象とならない時などに命ずることができる。

（注2）第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する業務の停止命令であるか、また、同項第6号に該当する業務の停止命令である場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教 示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

特定動物飼養保管許可取消命令書

住 所

氏 名

（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第29条の規定により、次のとおり特定動物飼養保管許可を取り消します。

年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

1 許可取消の特定動物飼養施設

- (1) 所在地
- (2) 動物の種類

2 許可番号及び年月日

3 処分の理由

（教 示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

弁明の機会の付与について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号（群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号）第13条第1項第2号）の規定により、弁明の機会を与えます。下記1及び2について弁明の必要がある場合は、下記3のとおり弁明書を提出することができますので通知します。

また、弁明書と併せて、証拠書類等を提出することができます。

なお、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、弁明なしとして取り扱います。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

- (1) 処分の内容
- (2) 根拠法令

2 処分の原因となる事実

3 弁明書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 年 月 日
- (2) 提出先
（住所地）佐波郡玉村町樋越 305-7
（宛 先）群馬県動物愛護センター

様

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

聴聞について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号（群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号）第13条第1項第1号）の規定により聴聞を行うので、下記1及び2について意見陳述の必要があるときは、聴聞の期日に出頭するか、陳述書を同期日前までに下記4へ提出してください。

なお、期日に出頭しなかった場合、及び陳述書の提出がなかったときは、意見なしとして取り扱います。

記

- 1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令（条例）の条項
 - (1) 処分の内容
 - (2) 根拠法令
- 2 処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（教 示）

聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

食品・生活衛生課長 様

動物愛護センター所長

動物の愛護及び管理に関する法律（群馬県動物の愛護及び管理に関する条例）

違反不利益処分等（告発）報告書

次のとおり、不利益処分等（告発）したので、その経過措置について関係書類を添えて報告します。

記

違反者住所及び氏名	
違反施設所在地及び名称	
違反内容	
違反状況	
処分適用条項	
処分内容	
違反に対する措置	
告発の有無 （有の場合はその概要）	
備考※	

※関係書類として勧告書、命令書又は告発書の写しを添付すること

警察署長 様

群馬県動物愛護センター所長 （氏 名） 印

告発書

次のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 63 年群馬県条例第 30 号））第 条違反の事実があるので告発します。

記

1 被告発者

- (1) 事業者等住所
- (2) 事業者氏名又は法人名及び生年月日
- (3) 事業所（飼養施設）の所在地
- (4) 事業所（飼養施設）の名称
- (5) 営業の種類
- (6) 登録番号

2 告発に至った経緯

- (1) 違反事実発覚の端緒
- (2) 違反内容の確認状況
- (3) 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令、登録の取消し等の状況
- (4) 命令の無視の状況

3 告発人の意見

- (1) 告発の理由
- (2) 処罰を求める意見

4 適用法令

5 事実関係を証明する資料

- (1) 動物取扱業の登録書の写し
- (2) 立入検査報告書等の写し
- (3) 勧告、措置命令、登録の取消し等の写し及び郵便配達証明書の写し
- (4) 本件飼養施設等の現況写真
- (5) その他関係資料

（備考）2には、違反事実の内容及び経過を明記すること。